

有限会社星野自動車整備工場 利益相反管理方針

当社は、当社が行う取引によって利益相反が発生した結果、お客様の利益が不当に害されることがないよう、以下のとおり利益相反管理を行います。

お客様にお手数をおかけする場合がありますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひします。

1. 利益相反取引等の特定方法

本方針の対象となる利益相反取引とは、「当社が不当な利益を得るために、お客様が不当な不利益を被るもの」など、お客様の利益または信頼を損ねる取引をいい、特に当社が行う自動車修理等の費用が損害保険の保険金として支払われる場合において、このような取引とならないよう注意します※。

管理対象とする利益相反取引は、利益相反管理責任者が当社の業務実態等を踏まえ特定します。

※例えば、お客様に対し、修理費等が保険金により支払われる場合に実際よりも高い金額で修理費用を請求する行為(過大請求)や、実際には存在しなかった損傷等をあったものとして費用を請求する行為(保険金詐欺)等が該当します。

2. 利益相反取引等の類型

想定する利益相反取引の類型は以下の場合です。

- ・当社が利益を得るために、お客様の利益を害する場合
- ・特定のお客様の利益を優先することで、他のお客様の利益を害する場合
- ・お客様に関する情報をお客様の同意なしに利用して、当社が利益を得る場合、または他のお客様が利益を得る場合

3. 利益相反管理の方法

自動車修理業を行う際に、以下の対応を行うことで、利益相反取引を厳重に管理します。

- ・お客様から車両をお預かりする際には作業内容・作業範囲・工賃等を説明して同意をいただき、車両引き渡しの際には作業結果を説明してご確認をいただきます。
- ・作業内容を記録するため、必要に応じて作業前後の写真撮影を行います。
- ・作業内容の記録等は、後日確認できるよう当社で保管します。保険金支払手続き等に必要な場合は損害保険会社に提出します。

4. 利益相反管理の体制

利益相反管理を適切に行うため、当社代表取締役 星野 靖之 を利益相反管理責任者と定め、定期的に利益相反管理の有効性を検証し、改善してまいります。

また、利益相反管理方針を公表して周知徹底するとともに、社内研修を通じて役員および従業員の意識向上に努めます。

2025年12月1日

有限会社星野自動車整備工場 代表取締役 星野 靖之